

議員提出第十五号議案

硬膜外自家血注入療法に対する適正な診療上の評価等を求める意見書

交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力などによる頭部や全身への衝撃によって引き起こされる脳脊髄液漏出症に対する治療法である硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）については、平成二十八年四月から健康保険が適用されている。

その結果、それまで高額な自費診療での治療を必要としていた患者が、保険診療のもとで硬膜外自家血注入療法を受けることができるようになったが、保険適用（J007・2）の要件に掲げられている「起立性頭痛を有する患者に係るもの」という条件を満たさない患者の中にはいるため、医療の現場では混乱が生じている。

また、脳脊髄液の漏出部位は一箇所とは限らず、頸椎や胸椎などの部位でも頻繁に起こる事が報告されており、これらの部位に硬膜外自家血注入療法を安全・確実に行うためには、X線透視下で漏出部位を確認しながらの治療が必要であるが、診療上の評価に、X線透視下で治療を行うことが要件になっていない現状がある。

よって、政府におかれては、脳脊髄液漏出症患者への、公平で安全なブラッドパッチ療法の適用に向け、次の措置を講ずるよう強く求める。

一 脳脊髄液漏出症の症状において、約十％は起立性頭痛を認めないと公的な研究でも報告があることを受け、硬膜外自家血注入療法の診療報酬算定要件の注釈として「本疾患では起立性頭痛を認めない場合がある」と加えること。

二 硬膜外自家血注入療法の診療報酬において、X線透視下で脳脊髄液の漏出部位を確認しながら治療を行うことを要件とするよう、診療上の評価を改定すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

令和五年十月四日

大分県議会議長 元 吉 俊 博

内閣総理大臣	岸田文雄殿
厚生労働大臣	武見敬三殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫殿